

議案第四十三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成四年四月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年四月二十三日

原案承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第二号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成四年三月三十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十四万円」を「四十六万円」に改める。

第十条中「四十四万円」を「四十六万円」に、「二十二万円」を「二十二万五千元」に改める。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする改正規定及び附則第三項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例第二条及び第十条の規定は、平成四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の三朝町国民健康保険税条例附則第六項の規定は、平成五年度分までの国民健康保険税に  
ついては、なおその効力を有する。